

第4章 自然環境と生物多様性¹の保全

第1節 自然資源の持続可能な利用

【現状と課題】

(1) 自然公園²等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域³」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-1 自然公園の面積（令和7年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国 立 公 園	1	10,685	7,569	203	3,116
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和7年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 （特別地区 1,248、普通地区 806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 （陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい、又は減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

¹ 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

² 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

³ 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-1-3 自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国 立 公 園	7,089	7,367	3,524	3,062	4,286	6,324	6,448
国 定 公 園	918	870	595	619	649	694	690
県 立 自 然 公 園	357	423	426	408	417	406	290
県 民 の 森	111	112	14 ^{※2}	115	122	78	94
もみのき森林公園	163	167	127	114	130	102	114
県 民 の 浜	41	51	29	32	44	55	45
中 央 森 林 公 園	285	288	246	232	267	248	237
中 国 自 然 歩 道	319	328	228	323	406	352	322
県 自 然 歩 道	33	34	33	31	34	31	31
合 計	9,316	9,642	5,222	4,936	6,353	8,289	8,271

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある。

資料：県自然環境課

※2 県民の森の R2 利用者数については、R2.7 月末までの数値

図表 4-1-4 野外レクリエーション施設等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

（3）水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により減少していることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・育成等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-5 自然海浜保全地区数及び面積（令和7年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

(4) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度) 基準年度値 より増加 (R7)	目安	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	自然公園利用者数	千人	9,642	8,271		9,642	85.8%	未達成
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054 (R7)	2,054	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857	37,857 (R7)	37,857	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	17 (R7)	17	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	78,108	54,066	78,108 (R7)	78,108	69.2%	未達成
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2	ha	26.2※3	45.8	46.2※4 (R7)	43※1	106.5%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成23年度～令和元年度の累計

※4 平成23年度～令和7年度の累計

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	令和6年の自然公園利用者数は、8,271千人で、目標値の約86%にとどまっている。これは、利用者の約半数を占める宮島が訪日観光客数の増加により過去最多の利用者数となったものの、日本人観光客数については、人口減少や少子高齢化が進む中、長期的に横ばい傾向にあることや、猛暑日の増加により、外出を控えたことなどが影響していることが要因と考えられる。	自然公園等施設において快適な施設利用ができるよう、計画的な更新、機能強化を図るとともに、自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など施設の活性化に取り組む。
森林ボランティア参加数	森林ボランティア参加数については、R1年度までは順調に増加傾向にあったが、コロナ禍の影響により微減していた。R5年度からは外出機会の増加やイベントの再開等により大幅に増加したものの、R6年度は大型イベント時の天候不良や夏の酷暑等の影響で再び減少に転じ、最終年度の目標値（78,108人）に対して69%にとどまった。	森林ボランティア活動については、天候に左右される点も多いが、ホームページの活用等によるボランティア活動の取組紹介といったPR活動や、安全技術研修、ボランティア間の情報交換等の推進により、目標値である「森林ボランティア参加者数がR1実績値（78,108人）以上」を目指していく。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、保護と利用の調和を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は自然災害による自然公園内の早期復旧や、公園利用者の安全を確保するため危険木の伐採等を実施。令和7年度は計画的な更新・機能強化を図り、更なる利用促進に向けた取組を推進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、多様化する利用者ニーズ、施設の老朽化を踏まえた自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など、施設の活性化に取り組みます。

【令和6年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	極楽寺山	水上デッキ修繕
比婆道後帝釈国定公園	県民の森	スキーリフト整備等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装

【令和7年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
西中国山地国定公園	聖湖	給水施設更新
比婆道後帝釈国定公園	帝釈公園	照明器具改修
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装
野外レクリエーション施設	中央森林公園	転落防止柵更新
野外レクリエーション施設	県民の浜	空調設備工事

※1箇所当たりの事業費が1,000万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場⁴や干潟⁵などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和6年度実績】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市4.45km²）を実施。

【令和7年度内容】藻場の造成（広島県2.8ha）、海底の清掃（呉市4.20km²）を実施。

⁴ 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

⁵ 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】玖島川（廿日市市）において、自然環境に配慮した河川改修事業に伴う護岸等設計及び工事を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和6年度実績・令和7年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和7年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和6年度実績】地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域を指定し、当初予定していた全区域の指定が完了。係留許可等の事務を実施。

【令和7年度内容】小型船舶用泊地等使用料の徴収を開始。所有者不明船舶については、県による簡易代執行・廃棄物としての処理を促進。引き続き、係留許可等の事務を実施。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】広島港で整備した干潟における知見の集積。

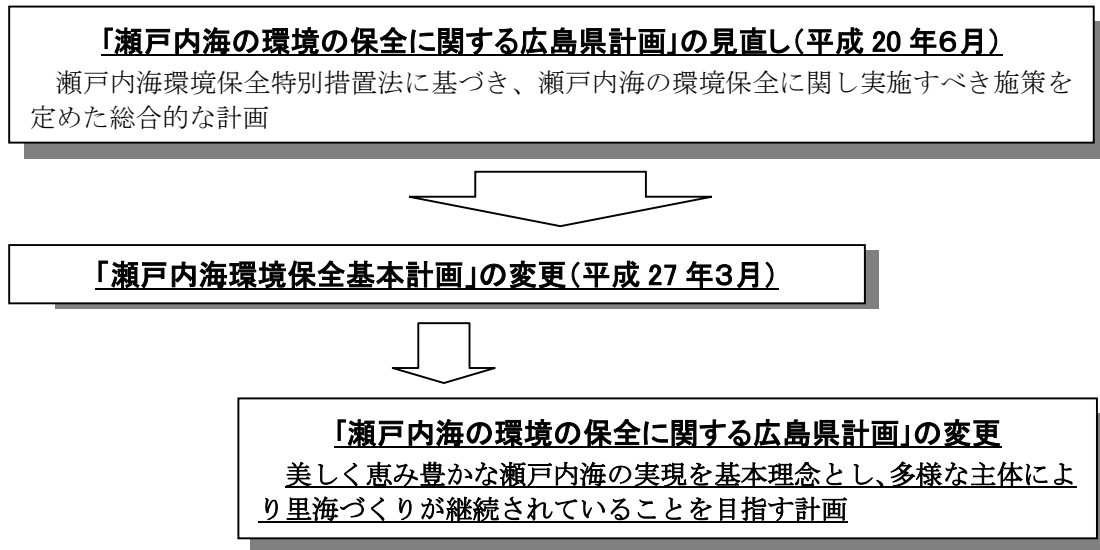
(3) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

図表 4-1-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



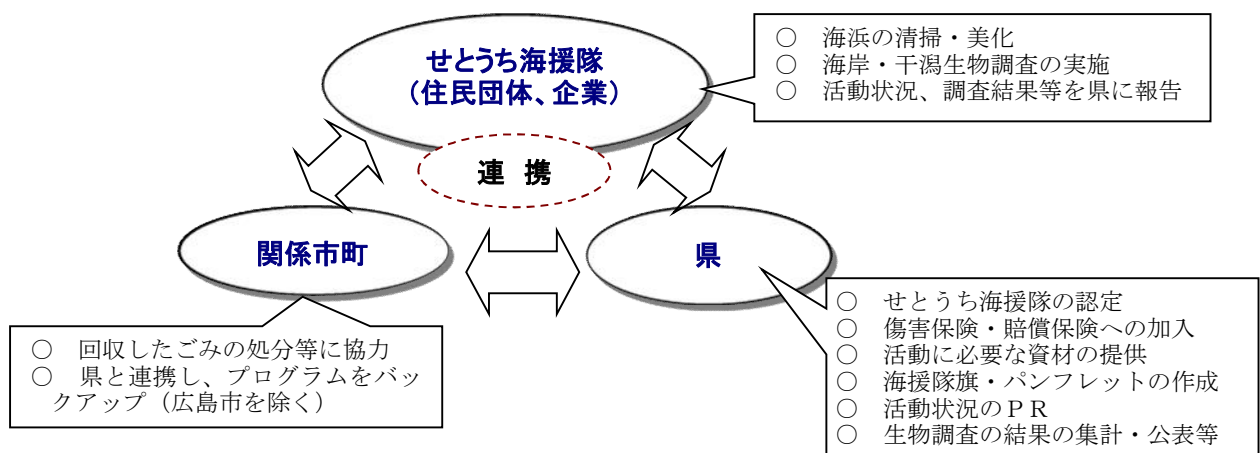
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 【環境保全課】

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和6年度末の認定団体：40団体）

図表 4-1-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 【環境保全課】

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和6年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海的环境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和7年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

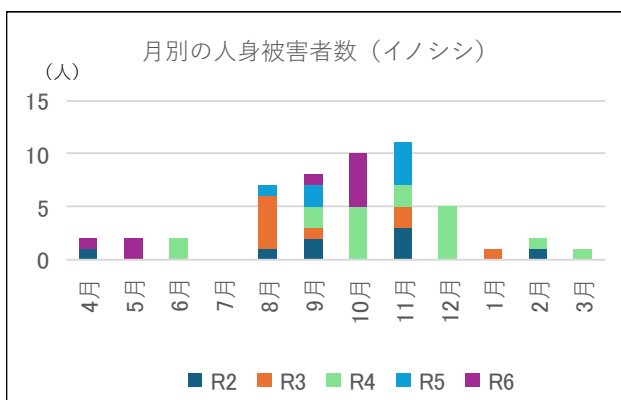
※ 関連事業：下水道の整備促進（P64）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P64）、浄化槽の整備促進等（P64）、排水規制等の実施（P66）、水産基盤整備事業（P93）、放置艇の解消（P94）、港湾環境整備事業（P94）

（4）プラスチックごみの海洋流出防止対策：再掲（P77）

イノシシ、クマなどの大型獣による被害を防ぐために

【大型獣の市街地出沒の現状】

- 県内では、イノシシの活動が活発になる秋ごろを中心に、毎年数件人身被害が起きています。
(自宅の敷地内で出くわした、自転車で走行中ぶつかった等)
- クマによる人身被害は、令和2年度に4人、3年度に1人で、4～6年度はゼロです。



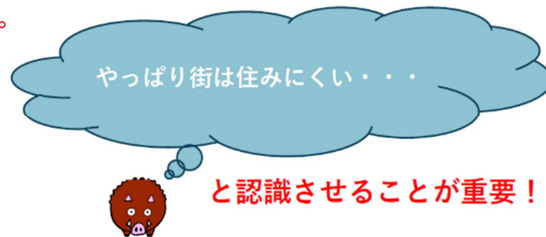
【なぜ大型獣が市街地に出沒するの？】

出沒の理由（現状）

- ・野生動物の潜み場があり、安心して集落に近づきやすい。
- ・集落で、野生動物が食べ物を楽に手に入れることができる。

対策としてできること

- 草刈り等の環境整備を行い、野生動物の潜み場をなくす。
- ゴミや柿の実等餌となるものを放置しない。



【大型獣を市街地に出沒させない（または出沒時に適切に対応する）ために、県が行っていること】

- 市町への補助（柿の木など未利用果樹の伐採費用、地域住民対象の研修会開催費用等）
- クマ出沒地域でのクマレンジャーによる追い払い
- 大型獣が市街地に出沒した際に係る行政担当者研修の開催等

【それでも大型獣が市街地に出沒してしまったら…】

まずは次の点に注意し、身の安全を確保しましょう。

⚠危険だからやってはいけないこと	イノシシ	クマ
大声を上げる、棒を振り回す、石を投げる 等	⚠	⚠
背中を見せて走る	⚠	⚠
移動経路をふさぐ	⚠	⚠
🍷安全のためにぜひやってほしいこと	イノシシ	クマ
ゆっくり後ずさりし、高い場所や車等に避難する	🍷	🍷
至近距離で遭遇した場合、うつぶせで顔・頭・腹を守る		🍷
子連れ個体は特に注意する	🍷	🍷

詳しくは、広島県ホームページをご参照ください。

[街でイノシシ等の野生動物に出あったら - 広島県の野生鳥獣の保護管理ポータルサイト | 広島県](#)



第2節 生態系の健全な維持管理

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、「レッドデータブック」（令和4年3月改定）に取りまとめており、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生生物種等の指定状況

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥 類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計 11 種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	302	286	354	358	305	255	202	181
シカ	33	42	44	53	48	52	54	72
サル	8	7	5	10	10	5	4	5
その他獣類	12	9	12	16	14	15	12	14
鳥 類	52	45	61	76	83	75	67	78
計	408	389	476	513	461	402	339	349

*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業生産課

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,161 (R3)	1,161	—	—	—	—
自然環境課	自然観察会等への参加者数	人/年	6,296	3,944	6,000 (R7)	6,000	65.7%	未達成
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	23,326※1	35,000以上 (R4)	35,000	66.6%	未達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	533※2	135以内※2 (R4)	135	25.3%	未達成

※1 速報値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然観察会等への参加者数	県主催以外の自然観察会への参加者数も含めており要因は不明だが、天候等の影響や周知不足などが推測される。	公的施設でのパネル展示実施など、身近な場所で自然観察活動に取り組んでもらえるよう周知を行う。
イノシシ年間捕獲頭数	豚熱感染症の拡大で個体数が減少したこと等もあり、捕獲頭数は未達成であるものの、農作物被害額は減少傾向。	さらに農業等の被害を軽減するため、引き続き個体群管理に取り組む。
ツキノワグマ年間除去頭数	人家周辺への出没など、人とツキノワグマの軋轢の増加により、捕獲数が増加。	生息実態を改めて把握するとともに、出没対策の強化に取り組む。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和7年度愛鳥週間ポスター特選（令和6年度募集分）



東広島市立河内小学校
5年 林 拓磨



広島大学附属三原中学校
3年 岡田 悠利



広島県立松永高等学校
3年 中山 直人

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和6年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和7年度内容】緊急銃猟の実施に必要な知識・技術を習得する職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】構成13市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和6年度実績】鳥獣保護区（91か所 53,237ha）。

【令和7年度内容】鳥獣保護区（91か所 53,237ha）。